

# 姫路市人権教育及び啓発実施計画

～人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現に向けて～

令和7年（2025年）3月

# 計画の改定にあたって

## 計画策定の趣旨と位置付け

姫路市（以下「本市」という。）では、平成17年（2005年）3月に「**姫路市人権教育及び啓発実施計画**（以下「本計画」という。）」を策定し、誰もが平等で快適に暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んできました。本計画は、社会情勢や人権問題に関する環境の変化のほか、これまでの取組の成果・課題、個別の人権課題に関する法律の施行等を受けた見直しを行い、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」を進めるものです。また、令和4年（2022年）2月に実施した「**人権についての姫路市民意識調査**」で明らかになった人権課題を踏まえた改定を行うこととします。

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、その法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する計画」や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」、「姫路市総合計画」等を踏まえ、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として策定するものです。また、令和6年（2024年）2月に公益財団法人人権教育啓発推進センターが作成した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究有識者検討会報告書」を参考にします。

## 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間。社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

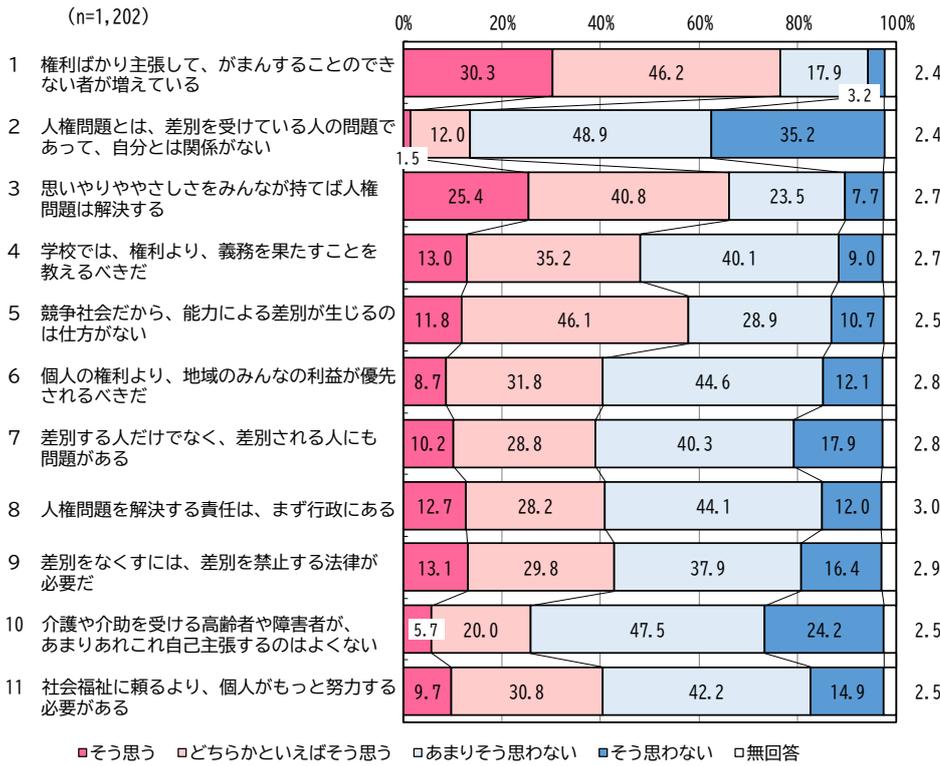
## 姫路市における取組

- 人権啓発センターの開設（平成22年(2010年)）
- 男女共同参画推進センター、国際交流センター、文化国際交流財団や社会福祉協議会、神戸地方法務局姫路支局、姫路人権擁護委員協議会などの関係部署及び関係機関と連携を図りつつ、人権に関する啓発・研修・相談事業等を推進
- 姫路市総合計画をはじめ、分野別計画（「姫路市地域福祉計画」、「姫路市子ども・子育て支援事業計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」、「姫路市障害福祉推進計画」、「姫路市男女共同参画プラン2027」、「姫路市再犯防止推進計画」、「姫路市住宅計画」等）の策定・施策の推進
- 「人権についての姫路市民意識調査」の実施（平成23年(2011年)から5年ごと）
- インターネットモニタリング事業（平成27年(2015年)から）
- 「姫路市子どもの生活に関する実態調査」の実施（平成30年度(2018年度)）
- 姫路市パートナーシップ宣誓制度（令和4年度(2022年度)から）
- 公立夜間中学である姫路市立あかつき中学校の開校（令和5年(2023年)）
- こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の開設（令和5年(2023年)）
- 社会的関心が高いヤングケアラーについて、家事等の負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣する訪問支援事業を実施（令和5年度(2023年度)から）
- 姫路市人権のつどいの開催（毎年8月と12月）
- 人権学習地域講座の開催（市内8か所）



# 姫路市における課題

## 人権についての考え方



圧倒的多数が「人権問題は自分に関係がある」と考えている

「人権問題とは差別を受けている人の問題であって自分とは関係がない」に「反対」(「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計)が84.1%

しかし…

権利の主張を必ずしも肯定的には捉えない

「権利ばかり主張して我慢することができない者が増えている」については「賛成」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が76.5%

人権問題を、個人の問題として抱えこまず、社会や制度、慣習の見直しといった社会問題としての視点を持って考える重要性について、より理解を深めることができる教育及び啓発が求められます。

●人権を心の問題とする捉え方や、能力主義的な考え方も依然として多い。

## 計画の目標と基本方針

### 人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現

#### ①あらゆる場における教育及び啓発の推進

人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチをバランスよく取り入れた学習の場の設定など、学習意欲を高めるプログラムや手法を創意工夫していきます。

- 家庭
- 学校等
- 地域
- 職場(企業等)

#### ②人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等の充実

人権に関わりの深い職業従事者に対する研修等を引き続き充実させることで、公共サービス全体における人権擁護の質の向上に努めるとともに、市民全体の人権意識の向上を図り、人権文化の確立を目指します。

- 市職員等
- 教育関係者
- 福祉関係者
- 医療・保健関係者
- 消防職員・団員
- マスメディア関係者

#### ③市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化

市民の参画と協働を基本とし、市民が主体的、能動的に参加できる教育及び啓発活動を目指します。あわせて、行政、外郭団体、市民組織、企業等、実施主体が相互に有機的な連携を強化した人権のネットワークを構築し、総合的な推進体制の確立を図ります。

### 人権教育及び啓発の推進

#### 人権啓発センターの活動の充実

市政全般にわたる人権啓発の総合的推進を行う中核施設として、人権尊重の意義やその重要性を広く啓発し、人権意識の高揚と差別の解消を図ります。

- 学習・研究機能、広報・啓発機能、展示・体験機能、救済・支援機能、市民意識調査の実施